

## 個人情報保護委員会（第176回）議事概要

- 1 日時：令和3年6月23日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員  
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、山澄参事官、濱口参事官、片岡参事官、松本研究官
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「デジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を、個人情報保護法に一覧的に規定し、委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。地方公共団体にとっては改正法の施行は約2年後ではあるが、全国の地方公共団体の関係者の方々に、新たな法令の体系や表現に対する理解を深めていただき、条例改正等の準備を進めていただくことは、地方公共団体、委員会双方にとって喫緊の課題と言える。

その意味で、地方公共団体のお役に立てるよう、改正法の全体像や、特に自治体に早めにご理解いただくべき論点を、今回このような形で、ガイドライン等の制定に先立ち委員会が公表することは、必要かつ有意義であると考えている。

今後は、この資料公表を契機に、寄せられた質問・意見に対する回答をまとめた形で公表するなど、情報の提供をきめ細かく行いながら、地方公共団体を含む関係者と十分にコミュニケーションを図って行きたいと思う」旨の発言があった。

丹野委員長から「公的部門、特に地方公共団体等、関係機関の皆様に対しては、委員会として早急かつ十分にコミュニケーションをとってまいりたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、関係者に対して委員会としての考え方を示していくこととなった。
  - (2) 議題2：学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員から「学術研究に係る適用除外については、2003年の法制定当初から議論があったところではあるが、現行法は、憲法が保障する学問の自由への配慮の観点から一律の適用除外としている。今般の改正では、これが精緻化され、義務規定ごとに考えるということにしている。このことは、GDPRの考え方からも適切ではないかと思う。そこで、今後の重要な点、必要な点を次のとおり申し上げたい。

第一に、法制定以来適用除外であった学術研究機関等には、施行までに本法について認識し準備できるよう、本日の資料を含め、積極的に情報提供を行っていく必要がある。

第二に、引き続き適用の例外となる部分も多く、委員会としての学問の自由を尊重する姿勢は継続すべきであると考えことから、学術研究機関等の自主的取組に期待するところが引き続き大きく、自主的取組が重要だということを強調する必要があると思う。

第三に、事務局において整理されたとおり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合については、典型例なものについては示せるのではないかと考えるが、こうした場合、委員会としてもしっかりと対処しなければならないと考える」旨の発言があった。

高村委員から「学術研究や医療に携わる規律移行法人については、事業の実態に即したルールへの変更によって、研究機関相互の間や医療機関相互の間におけるデータ連携等の活動が行いやすくなると期待している。しかし、適用されるルールが変更されるという点では大きな変更であり、また、規律移行法人には、基本的に個人情報取扱事業者のルールが適用される一方で、公的部門のルールが適用される事項もあることから、これまでのルールとの違いやルール変更の理由、どの事項にどのルールが適用されるかなどについて、分かりやすい形で明確に情報提供する必要がある。そして、新たなルールの下で、制度改正の趣旨を活かした活動が円滑になされるよう、情報提供を中心に、関係省庁とも連携しながら、適切な支援を行う必要があると考える」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、関係者に対して委員会としての考え方を示していくこととなった。

### (3) 議題3：令和2・3年改正番号法 ガイドライン案について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「今回の改正においては、従業者等の同意に基づく特定個人情報提供や、漏えい等報告における本人通知の義務化等、新たにマイ

ナンバーガイドラインに追加された事項があり、事業者において、ガイドラインに則った対応が円滑になされるよう、個人情報保護法改正の説明の機会に併せ、丁寧に周知・啓発を行っていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおりパブリックコメントを行うことについて了承された。

以上